

基礎研 レター

英国の所得補償保険 公的所得保障制度の日英の差異

保険研究部 上席研究員 小林 雅史
(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1—はじめに

所得補償保険（就業不能保障保険）は、英国では income protection insurance（所得補償保険、従来は permanent health insurance）、米国では disability insurance（就業不能保障保険）と称されることが多い。

英米における名称の差異は、所得補償保険（就業不能保障保険）の発展の歴史によるものでもある。

もともと、医療費を保障する健康保険（health insurance）の一形態として、疾病または傷害により被保険者が就業不能となった場合に定期的な給付を行い、所得を補償する保険として、permanent health insurance が開発された。

それが次第に income protection insurance または disability insurance と称されるようになったという経緯がある¹、

本稿では、英国の公的年金制度における就業不能保障と、英国の民間所得補償保険の概要、販売動向などについて報告することとしたい。

2—公的年金制度による雇用・支援給付(Employment and Support Allowance)

英国の公的年金制度における雇用・支援給付（Employment and Support Allowance）は、従来、就労不能給付（incapacity benefit）とされていたもので、疾病や傷害のため就労することが全くできない、16歳以上年金支給年齢（男性は65歳、女性は2010年以降60歳から段階的に引き上げられ、2018年11月に65歳、2020年10月男女とも66歳になる予定）未満の者に対して支給される給付である。

¹ 英国金融行動監視機構（Financial Conduct Authority、FCA）ホームページ、全米保険監督官会議（National Association of Insurance Commissioners、NAIC）ホームページ、Kenneth Black, Jr. Harold D. Skipper, Jr. 『生命保険（第12版）』生命保険文化研究所、1996年5月、松崎健「所得補償保険に関する考察」『生命保険経営』第60巻第4号、1992年7月。

雇用・支援給付のほかに、法定傷病手当（Statutory Sick Pay）があり、週あたり平均賃金 112 ポンド（約 1 万 9 千円）以上の者について、連続 4 日以上の傷病に対し最高 28 週間、週 85.85 ポンドとなっている。

この法定傷病手当の受給期間経過後に雇用・支援給付が支払われる。

雇用・支援給付は、当初 13 週間の審査期間中は、25 歳未満は週 57.9 ポンド、25 歳以上は週 73.1 ポンドが支払われる。

審査期間経過後、障害の程度により就労活動関連グループと支援グループに区分され、それぞれ週 102.15 ポンド、週 109.3 ポンドが、疾病や傷害のため就労することができない期間（原則として無制限）について支払われる（単身者の場合）²。

このように、法定傷病手当、雇用・支援給付とも、定額かつ最低生活費レベルとなっている。

つまり、就労不能による所得の喪失に、十全に備える水準とはいえないものと考えられる。

3—所得補償保険(就業不能保障保険)の概要

こうした就労不能による所得の喪失について、公的年金制度による給付に加え、民間が補完するのが所得補償保険（就業不能保障保険）である。

英国での金融監督体制の改革により、2013 年 4 月に発足した、金融行動監視機構（Financial Conduct Authority、F C A）³の定義によれば、income protection insurance（所得補償保険）は、

・被保険者が、疾病または傷害（ill health or accident）により、就業不能（incapacity）となった期間について、収入を保障する保険契約

とされている⁴。

所得補償保険の販売件数は 2006 年には約 15 万件であったが、2009 年以降、年間 10 万件前後で推移している。

2014 年に販売された所得補償保険 104,116 件の販売チャネルとしては、

- ・個人投資会社（Personal Investment）：32,172 件（30.9%）、
- ・住宅ローン会社（Mortgage Business）：25,231 件（24.2%）、
- ・損害保険募集人：16,163 件（15.5%）、
- ・銀行窓販：8,911 件（8.6%）、
- ・生保会社：4,701 件（4.5%）

などであり、多様なチャネルで販売されている。

他の保障性商品の販売実績も合わせ見てみたい、

² 「欧州地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（英国）」『2014 年の海外情勢』、2015 年 3 月、厚生労働省ホームページ。支給額等については”Statutory Sick Pay”、”Employment and Support Allowance” 英国ダイレクト政府ホームページ。

³ 小著「英国の保険監督体制の変更—2013 年 4 月、新監督体制発足—」『保険年金フォーカス』、ニッセイ基礎研究所、2013 年 3 月。<http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2012/focus130311.pdf>

⁴ F C A 規定集のうち Glossary（用語解説）、F C A ホームページ。なお、permanent health は、疾病または傷害により、就業不能となった場合の支払期間が 5 年以上の所得補償保険とされている。

金融行動監視機構は、純粋保障型契約（pure protection contract）について、

- ①死亡または疾病・傷害・虚弱による就業不能のみを保障し、
- ②解約払戻金がなく（保険料一時払の場合は解約払戻金が一時払保険料以下）、
- ③こうした制約に反することとなる契約内容変更の定めがない契約

と定義している。

純粋保障型契約に分類される契約には、重大疾病保障特約[Critical Illness sold as a Rider Benefit、住宅ローン保険（mortgage protection policy）や定期保険の特約として販売される]、所得補償保険、重大疾病保障単品（Standalone Critical Illness）などがあるが、その販売動向はつぎの（表）のとおりとなっており、所得補償保険の位置づけがうかがわれる⁵。

（表）英国における純粋保障型契約の商品別販売統計

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
重大疾病保障特約	642,394	493,662	454,676	446,839	450,685	483,025	491,354	396,456	419,028
所得補償保険	149,649	138,735	125,252	109,644	96,152	96,109	112,787	98,408	104,116
重大疾病保障単品	87,378	58,536	34,542	44,454	32,458	27,817	25,802	18,550	19,598
合計	879,421	690,933	614,470	600,937	579,291	606,951	629,943	513,414	542,742

（出典）「純粋保障型契約 商品販売統計」[Pure Protection Contracts – Product Sales Date (PSD)]、F C Aホームページより筆者作成。

4—所得補償保険(就業不能保障保険)の商品内容

英国保険協会（Association of British Insurers、A B I）は、消費者に対し、所得補償保険を

- ・傷害または疾病により、就業不能となった場合、約定された免責期間（通常、3か月または6か月）経過後に、2年間、3年間または5年間にわたり、就業不能保険金額（被保険者の所得を下回る金額に設定）を非課税で給付する、個人保険または団体保険

と定義している⁶。

また、英国保険大手の Aviva 社は、2012年3月13日、3月20日付で所得補償保険（就業不能保障保険）を改定し、

- ・約 250 の職業区分について保険料率の見直しを行い、従来高リスクとされたジャーナリスト、

⁵ “Pure Protection Contract Product Sales Data (PSD) 、F C Aホームページ。

⁶ “Income protection insurance “、A B I ホームページ。このほか、就業不能状態や予期せぬ失職などの場合、住宅ローン返済額などを保障する支払補償保険（payment protection insurance）なども紹介している。

測量士、獣医、自然科学の専門家など、221 の職業区分について保険料率を引き下げ、

- ・加えて従来謝絶していた 21 の職業区分(屋根職人、タイル職人、足場組み立て職人など) について新規に引き受け可能とし、
- ・就業不能の定義について、従来の適合する職業 (suited occupation) ベースや、日常労働動作 (an activities of daily work) ベースではなく、本来の職業 (own occupation) ベースで 95% の顧客について付保が可能となり、結果として定義が緩和されることとなった

旨プレス発表した⁷。

加入年齢は 18 歳から 59 歳で、就業不能保険金額は直近 12 か月の所得の 55%まで、免責期間 (deferred period) は 4 週から 156 週の中のいくつかのタイプから選択、就業不能保険金は保険期間満了または約定退職年齢まで支払われる。

保険料は年齢、職業、喫煙歴や飲酒歴、過去の病歴、身長体重比 (height and weight ratio) などによって決定される。

また、消費者物価指数に連動した保険金増額特約などがある⁸。

5— おわりに— 公的所得保障制度の日英の差異 —

日本の健康保険の傷病手当金は、自営業者など国民健康保険加入者は対象外となるものの、標準報酬日額の 3 分の 2 が 1 年 6 か月にわたって支給され、最高額は月額約 81 万円という高水準となっている (英米にはこうした高水準の公的所得保障制度はない)。

過大な給付ではないかとして、全国健康保険協会から見直しを求める声も出ている⁹。

また、定額給付ではなく、標準報酬日額に連動して給付額が定められるため、直前の標準報酬日額を不当に高く設定するなどの不正も発生した。こうした点への対応として、2016 年 4 月 1 日から、標準報酬日額の算出方法について、直近の標準報酬月額から、直近 12 か月の標準報酬月額を平均した額に改められる¹⁰。

日本における所得補償保険 (就業不能保障保険) の販売実績は多くないが、こうした日英の公的所得保障制度の差異にも留意する必要がある。

⁷ "UK Aviva makes income protection more affordable and inclusive"、2012 年 3 月 13 日、Aviva 社ホームページ。

⁸ "Income Protection Options Policy summary"、"Income Protection Options Policy Conditions"、Aviva 社ホームページ。

⁹ 厚生労働省保険局「傷病手当金について」『第 42 回社会保障審議会医療保険部会配布資料』(2010 年 11 月 15 日)、厚生労働省ホームページ。

¹⁰ 厚生労働省保険局「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案のポイント」『第 86 回社会保障審議会医療保険部会配布資料』(2015 年 2 月 20 日)、厚生労働省ホームページ。